

第2節 生活環境衛生対策

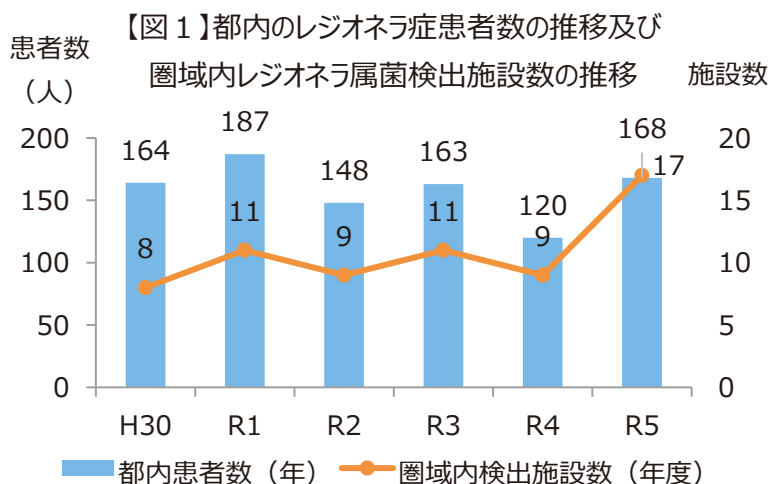
■ 現 状

1 環境衛生施設*¹の衛生確保の徹底

- 圏域には、約 2,800 の理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなどの環境衛生施設があります。いずれも都民生活に身近な施設であり、多くの人が安心して利用することができるよう、衛生的な環境を維持することが重要です。

2 レジオネラ症発生防止対策の徹底

- レジオネラ症*²は、重篤な肺炎などを発症するレジオネラ属菌を原因とする感染症で、圏域では、年に 10 人程度の患者発生が報告されています。感染源が特定された事例はないものの、公衆浴場、旅館及び加温装置のあるプール等の行政による水質検査において、レジオネラ属菌が検出される施設が減少しない状況にあります（図 1）。



出典：感染症発生動向調査事業報告書、事業概

- レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、都独自の指導基準*³により浴槽や気泡発生装置の使用自粛を含めた、菌数に応じた段階的な改善措置の指導を行っています。
- 特別養護老人ホームなど社会福祉施設や有料老人ホームについては、感染リスクの高い高齢者が浴槽や循環給湯を利用することから、適正な管理が行われないとレジオネラ症の発生が懸念されます。
- 都は、令和 3 年に公衆浴場及び旅館業の条例・規則を改正し、レジオネラ症対策を強化しました。

3 特定建築物の増加

- 事務所、学校、店舗など多数の都民が利用する特定建築物*⁴は、圏域に約 350 の施設があります。近年、既存建築物の老朽化による建替えや増築により対象施設が増加しています。また、空調設備等への新たな技術導入や省エネルギー対応など社会的要請に対応した建築物が多くなっています。

*¹ 環境衛生施設：理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館など）、旅館業、公衆浴場及びプールなど。

*² レジオネラ症：レジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、感染症法の 4 類感染症に分類されている。患者全数が医療機関から報告される感染症である。

*³ 都独自の指導基準：公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱（平成 25 年 4 月）

*⁴ 特定建築物：事務所、学校、店舗、旅館、興行場、百貨店、集会場、遊技場、博物館、美術館、図書館の用途に供される部分の延べ床面積が 3,000 ㎡以上の建築物。

4 水道施設等の適正管理

- 日常で飲用する飲料水は、水道事業者から直接供給されるもののほか、貯水槽を経由するものや地下水を利用するものなどがあります。これら水道施設等をそれぞれの特性に応じて適正に管理し、飲料水の安全を確保することは、住民の健康を守る上で重要です。

5 多岐にわたる生活環境問題

- 建材などから発散される化学物質や、ねずみ、ダニ等の生活害虫など生活環境に関する相談は、年間100件以上が当保健所に寄せられています。
- 平成26年には、都内で70年ぶりに、蚊媒介感染症^{*5}であるデング熱の国内感染例が報告されました。海外との人や物の交流の増加等に伴い、トコジラミに関する相談も増えつつあります。

■ 課 題

- 1 環境衛生施設の衛生水準の維持・向上を図るため、保健所の監視指導に加えて、営業者自らが実施する日常管理を徹底する必要があります。
- 2 レジオネラ症を未然に防止するためには、公衆浴場や旅館などの入浴施設や加温装置のあるプール等の適切な構造設備と維持管理が必要です。
- 3 特定建築物の増加、空調設備や衛生設備への新たな技術の導入などに対応するため、新しい視点からの調査、指導による良好な環境衛生の確保が求められています。
- 4 飲料水を原因とする健康被害の発生を未然に防止するため、専用水道^{*6}や貯水槽水道等の設置者などに対して、水質の確認や適正な施設管理を指導するとともに、衛生管理に関する知識の普及啓発を行う必要があります。
- 5 化学物質や生活害虫などによる健康被害を起こさないためには、適切な環境の整備が必要です。また、デング熱など蚊が媒介する感染症の発生を抑えるためには、蚊の発生を防止する対策が重要です。

^{*5} **蚊媒介感染症**：病原体を保有する蚊に刺されることにより感染する感染症の総称で、デング熱のほか、ウエストナイル熱、チクングニア熱、マラリアなどがある。

^{*6} **専用水道**：寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者に居住に必要な水を供給するもの、又は、水道施設の1日最大給水量が20m³を超えるもの。

■ 今後の取組

1 環境衛生施設の効率的効果的な立入検査及び自主管理の推進

<保健所>

- 大規模施設や駅周辺に立地する施設など多くの都民が利用する施設や、過去の検査で不適合となった施設の検査頻度を増やし、効率的・効果的な検査を実施します。
- 環境衛生営業施設の衛生保持を図るため、営業者自らによる点検の実施を促し、自主衛生管理を推進します。

2 レジオネラ対策の強化・拡充

<保健所>

- 公衆浴場や旅館などの入浴施設や加温装置のあるプール等について、衛生管理を徹底させるとともに、レジオネラ属菌検出時には、安全な維持管理が確認されるまで設備を使用停止させるなど感染の防止を図ります。
- これまでの行政検査で検出頻度の高い施設については、生息場所の特定など原因を究明するとともに、効果的な洗浄・消毒方法等、施設に応じた有効な対策を講ずるよう指導し、レジオネラ属菌検出施設を減らします。
- 高齢者の利用が多い社会福祉施設等には、自主管理点検票の提出を求め、都の衛生管理指針^{*7}による適正管理に必要な助言・指導を行います。また、新規施設や管理不良施設には、衛生的に自主管理を推進できるよう訪問指導等を行います。
- レジオネラ症患者が発生した際には、迅速かつ的確に感染拡大を防止する措置を講ずるため、所内各課などと連携し、施設調査マニュアルに基づく指導を徹底します。
- 許可施設を対象に、条例に規定する維持管理の徹底を目的とした衛生管理講習会を開催します。また、社会福祉施設等には、感染予防のための日常の衛生管理方法等を周知する講習会を開催します。

3 特定建築物の監視指導の充実

<保健所>

- 建築確認申請時の図面審査を適切に行うとともに、新規建築物の立入検査では、室内空気環境に関する精密検査を実施します。また、新技術が導入された建築物に対する検査を充実させるなど、より良い室内環境を確保するための監視指導を行います。

4 飲料水の安全確保

<保健所>

- 専用水道については、水質検査計画及び水道事務月報などの報告を徴収するとともに、毎年、立入検査を実施し、飲料水の衛生管理を確保し、安全な水の供給が継続されるよう指導を行います。

^{*7} 都の衛生管理指針：社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針（平成23年6月）

- 簡易専用水道*⁸については、法定検査の受検を報告等により確認します。小規模貯水槽水道等*⁹については、施設の維持管理状況を提出された清掃・点検報告書により確認するなどして、管理が適切でない施設には、指導・助言を行います。

5 快適な居住環境づくりの相談・指導

<保健所>

- 化学物質や生活害虫などに関しては、「住まいの健康配慮ガイドライン」や「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」、「健康・快適居住環境の指針」等を活用し、相談・指導を実施します。
- 蚊媒介感染症を未然に防止するため、蚊の発生防止等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 様々な生活環境問題に対して、最新で正確な情報を収集し、適切な助言・指導を行うことにより、生活の質を高め、健康を支える快適な居住環境を実現していきます。



健康・快適居住環境の指針

■ 評価指標

指標	現状	目標
レジオネラ属菌検出施設数	17 施設	減らす

参考

- 1 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱（平成 25 年 4 月）
- 2 社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針（平成 23 年 6 月）
- 3 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例及び公衆浴場法施行細則、旅館業法施行条例及び同施行細則の改正（令和 3 年 10 月）

*⁸ 簡易専用水道：貯水槽水道のうち、水道水を水源とし、有効容量の合計が 10 m³を越える受水槽を使用し飲用等の目的で水を供給するもの。

*⁹ 小規模貯水槽水道：受水槽の有効容量が 10 m³以下の水道法の対象となっていない貯水槽水道で、水道水又は井戸水等を飲用等の目的で供給するもの。